

仕 様 書

1 委託業務名

「震災遺構等地域資源調査」委託業務

2 事業の目的

令和 6 年能登半島地震による震災遺構等の地域資源を調査・収集分析するとともに、地域資源所在市町等を対象とする勉強会等の実施を通じ、ジオパークを含む、将来的な地域資源の利活用方針の検討に資することを目的とする。

3 委託業務の概要

能登地域 6 市町に所在する、震災遺構等の地域資源に関する調査及び、地域資源所在市町等関係者を対象とする勉強会を実施する。当該調査結果等进行分析し報告書としてまとめ、本県地域資源の現状と今後の利活用にかかる課題を検討した資料を作成する。

4 業務内容の詳細

- (1) 本県能登地域 6 市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）における地域資源（自然地形を主とし、建築物等は除くこととする）の概要を把握するため、文献および実地調査を実施する。なお、能登 6 市町のうち、特に輪島市・珠洲市の 2 市については、下記の項目等について詳細調査を行い、項目毎・箇所毎に整理を行うこととする。

- ・各地域資源に関する地理的概要及び変遷
- ・各地域資源の現状と課題（所有・権利関係、改変計画の有無等）
- ・上記を受けた、各地域資源に対する評価
- ・その他、事業者において必要と判断した特記事項

輪島市・珠洲市については、上記 4 項目について、収集した情報を整理しその内容を文章にまとめること。

- (2) 能登 6 市町等の関係者に対し、震災遺構等地域資源の現状や、ジオパーク等も含む保全・利活用の可能性や課題についての勉強会を実施すること。

- | | |
|--------|---|
| ①参加対象 | 能登 6 市町担当者ほか石川県が指定する者 |
| ②日時・回数 | 別途石川県と協議の上決定 |
| ③内容（例） | <ul style="list-style-type: none">・各市町の地域資源の事例紹介（(1) の調査結果の紹介）・他地域における地域資源の活用事例の紹介・各市町の地域資源の保全・利活用における課題の検討 |

(3) その他、事業実施に際し以下の点に留意すること。

- ① 石川県担当者と適宜打合せをすること。打合せの都度、記録を作成すること。
- ② 文献・画像等を引用する際は、著作権等、元となる文献の著者等が持つ権利については、受託者が必ず調整し、許可を得ること。
- ③ 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- ④ 調査事業にかかる諸費用として、各有識者、団体等への執筆依頼及びヒアリングに係る謝金、勉強会にかかる資料等の作成・印刷費、石川県との打合せや聞き取り調査に係る交通費、報告資料作成等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれるものとする。

(4) 報告書の作成

- ① 上記(1)について、受託者は調査の実施によって得られた情報を整理・分析し、1つの報告書としてまとめること。なお、遅くとも令和7年12月までに、報告書の草案を作成し、石川県に提出すること。
- ② 調査結果の分析・まとめに関する作業については、石川県と随時協議し、進めること。
- ③ 報告書作成、編集などに係る諸費用、印刷及び製本にかかる諸費用、CD-ROM データ作成などに係る諸費用等を含めて一切の業務が本委託業務に含まれる。

5 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月31日(火)まで

6 成果物の提出

(1) 成果物

報告書(50冊(簡易製本)・A4版・両面カラー刷り)

※電子データ(PDF 及び WORD 形式)(CD-ROM または E-mail)も合わせて納入すること。

(2) 納入期限

令和8年3月31日(火)

(3) 納入場所

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1 石川県庁8階

石川県企画振興部企画課 高等教育振興・国際機関連携グループ

電話:(076)-225-1318

7 検収

石川県は、受託者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満たされていることを、石川県、受託者双方の立会いのもとで確認したことをもって検収とする。

8 守秘業務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。
受託者は、本委託業務にかかわる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本委託業務以外に使用しないこと。

再委託をする場合にあっては、受託者は、再委託先に対しても上記と同様の措置を講じるものとする。

9 協議事項

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、石川県と適宜協議を行うものとする。